

アメリカ合衆国における産業別組合主義と賃金問題

— 瀝青炭鉱山労働者のニラへの道 —

松 井 栄 一

(高知大学文理学部・経済学研究室)

Industrial Unionism and Wage Problems in the United States

— Bituminous Coal Miners to NIRA —

by

Eiichi MATSUI

アメリカ統一鉱山労働者組合、UMWが合衆国の産業別組合のなかで占める地位については今あらためて論ずるまでもなからう。小論はUMWが瀝青炭鉱山労働者の絶対的窮乏化にたいして、特

に賃金向上政策及び賃金格差政策をもって如何に対処してきたかを、1890年のその結成からF. D. ロウズヴェルト大統領のニラに至る時代にかんして、歴史的に考察する。

(一)

瀝青炭鉱業は一般に競争産業として特徴づけられる。1905年にその生産トン数の約40%が20万トン以上を生産する会社によって握られたのに、47年までにその比率は66%にしか達していない。1946年に最大の会社、ピッツバーグ・コンソリデーション石炭会社は48の鉱山を経営しながら、その生産高は総生産高の僅か5%を占めるにすぎない¹⁾。

しかしその部門の成長、とくに一鉱夫一日当りの平均生産高の増大と機械の導入については第I表が物語っている。

さらに年間生産能力*と生産高との開きの推移を示す第I図は独占段階における過剰生産能力ないしは非生産的要素の著実な増加傾向を示している。(図表はすべて本文末尾に掲げる。)

* 年間生産能力は年間生産高を操業日数で割り、それに308日又は280日をはかることによってえられる。

その部門では銀行による直接的支配が他産業に比して少いが、他方、鉄道による鉱山支配が自立している。例えば1906年の州際商業委員会調査によれば、ボルチモア=オハイオ鉄道会社は、1873年にコンソリデーション石炭会社の株式の52%を

入手したために、ペンシルヴェニア州南部、メリーランド州西部及びウェストヴァージニア州北部にかけての炭田と、ニューイングランドや五大湖市場への輸送網を、その支配下におくことができた。ところで、この鉄道の取締役6名のうち2名はペンシルヴェニア鉄道会社の、他の2名はニューヨーク・セントラル=ハドソンリヴァ鉄道会社の、重役であり、後者の鉄道会社も前者と同様の支配系列をもっていただけでなく、両者は相互に入りくんだ持株及び人事関係を維持していた。これらの鉄道は消費者所有鉱山*を直接支配し、そのうえ商業鉱山にも多大の経済的影響を与え、かつ労働政策の面でも指導的役割を果たした。²⁾

* 一般には鉱山の生産トン数の40%以上が公開市場で売られない時、それは消費者所有鉱山 (consumer-owned mine 又は captive m.) と呼ばれる。それ以外の鉱山は商業鉱山 (commercial m.) である。前者は鉄道、鉄鋼会社等によって所有されるが、それに対するUMWの闘争については本稿ではふれない。³⁾

以上で独占段階における瀝青炭鉱業の特徴についての簡単な考察を終える。

つぎに、そのなかに南部の問題を含む33州にわたる生産分布、独占資本によるオープン・ショップ運動の展開、時には僅か1千ドルの資本で家族労働を用いるバンチ採掘を典型とする零細鉱山の存在等は、その部門における賃金支払形態についてわれわれが予め知っておくことを要求している。

第一次大戦前には瀝青炭鉱業におけるトン当り労働コストは総コストの70%を占め、かつ労働者の約60%は個数賃金を受けとっていた。⁴⁾

したがって採掘に伴う排水、支柱、レール敷設等の作業はデッド・ワーク(dead work)であり、かつてはそれに対して賃金が支払われなかった。これらのデッド・ワークの量は採炭所への距離、ルーム(room)の大きさ等によっても規定されている。⁵⁾

採掘された石炭は1872年のペンシルヴェニア州の一議員によれば次の如き扱いをうけた。そこでは以前には鉱夫は炭車単位で賃金を受けとったが、その後経営者は炭車を大きくし、しかも小さい炭車に対するのと同じ賃金を支払った。ストが起り、鉱夫は石炭を坑口ではかり、かつ1ブッシェルを76ポンドに定めるよう望んだ。ところが経営者はスクリーン(ふるい)の目を粗くし、その目を通らぬ大塊の石炭のみをはかって賃金を支払った。鉱夫は採掘石炭の4分の1ないし8分の1に対して賃金が払われなかったので、当時売買されなかった粉炭は別として、安く売れる小塊の石炭に対しても賃金が支払われるよう要求した。また鉱夫は1日に76ブッシェルから100ブッシェルの石炭を掘りだしたが、経営者は1ブッシェルを80ポンドと見なした。ペンシルヴェニア州にかんして見るならば、73年にその州の法律は「契約の自由」を前提にして、販売可能の石炭に対し塊の大小にかかわらず賃金を支払うこと、及び秤量係を雇うことを定め、かつ78年には1ブッシェルを76ポンド、1トン⁶⁾を2,000ポンドと規定した。更に97年の州議会委員会の調査によって、石炭秤量係が「不正スクリーン」を用いていることが明らかにされ、したがって、その年にマイン・ラン(min³-run 又は run of min³)制、即ち採掘石炭をスクリーンにかける前にはかって賃金を払う

制度が州法で認められたが、直ちに「契約の自由」の名のもとに抹殺された。また鉱夫が「無力な時」には経営者は10ブッシェル位の出目を加えることを鉱夫に強制し、それに対して賃金を払わなかった。⁶⁾

しかも粘板岩を多量に含む炭車は側線に導かれそこで石炭とより分けられ、しかる後に選炭場へ廻されたが、その際にも、その炭車に対しては賃金が払われなかった。これが罰金制度、ドック制(docking system)である。83年にペンシルヴェニア州で全ての採掘石炭に対する賃金を保障する州法がえられたが、1909年にその法は廃止されている。⁷⁾

こうして数多くの不公正な手続を経て賃金額が決定されるが、しかしその部門は投機的性格が強く零細鉱山が多いので、鉱山が放棄又は売却されるとき鉱夫は賃金を与えられなかった。ペンシルヴェニア州では1849, 51, 72, 78年と数回にわたって、所定金額以下の賃金が他の債権者に優先して労働者に支払われるべきことを規定する法が獲得されている。⁸⁾

賃金の支払期日も守られなかった。その州では辛うじて1913年に「契約の自由」を前提に月2回払いが認められた。⁹⁾

かくして、われわれは漸くピック鉱夫(pick miner)の個数賃金を手に入れうる。1886年における瀝青炭鉱業最初の州際合同会議(ここではイリノイ、インディアナ、オハイオ、ペンシルヴェニア州の労資が夫々投票権をもち、ウェストヴァージニア、メリーランド州の鉱夫は経営者不参加のためそれを拒まれた)ではトン当り56.5セントから95セントまでの賃率が確立された。その部門では就労日数が少ない。主として石炭需要の季節的変動のために80年代中頃にはオハイオ州の一鉱夫の月平均手取は3月に27.53ドル、4月に18.55ドル、5月に19.95ドル、6月に12.83ドルと上下した。年賃金は、オハイオ州統計局によれば、79年に314ドル、81年に398ドル、83年に443ドル、85年に239ドル、86年に240ドルと変動した。¹⁰⁾

熟練労働者、ピック鉱夫の地位は75年以後の機械導入によって打撃をうけた。91年までは総生産高の6.6%即ち600万トンが機械で採掘されたに

すぎなかったが、96年にはその数字は14.7%、1,600万トン、1902年には26.09%、6,900万トンを超え、それとともにピック採炭夫は機械の番人または単なる積込夫(loader)になり下り、オハイオ州の97年における積込賃率はピック賃率の¹¹⁾2分の1におし下げられた。

請負労働のばあい、採炭夫は積込夫を使用した。1887年のペンシルヴェニア州議会記録によれば、かれは一車につき73セントの賃金をうけ、そのなかから積込夫に37セントを支払っている。¹²⁾

鉱夫は移動性を欠き、自治の確立されていない会社タウンに住み、会社ストアと会社ハウスの支配下におかれた。上述の賃金支払い期日にかかる州法は常に法貨での賃金支払い規定を含んでいた。しかし鉱業では会社ストアが十分に普及しており、そこでの物資購入は炭券の発行とそれ

を利用しない鉱夫に対する差別待遇によって強制された。1909年U.S.労働局調査によれば、会社ストアでの取引金額は各会社によって鉱夫賃金の約5%から55.7%を占めた。会社ストア制と賃金遅配とが結びつけられた制度は債務奴隷制であり、しかも炭券は額面金額以下で取引された。また経営者はその制度が孤立社会に住み貯蓄心をもたぬ鉱夫に対する恩恵であると語ったが、第2表は単に生活物資のみならず生産手段がここでは一般商店より高く売られていたことを示している。しかも例えばペンシルヴェニア州にあってもトラック・システムにかんする1881、91年及び1901年の法律は何れも違憲判決をうけている。¹³⁾

われわれは鉱夫が「公正な一日の賃金」を与えられなかった事実を見た。以上の諸事情は南部で一層極端な形をとる。

(二)

1890年に鉱夫は「特殊な危険にとりまかれ陽の光と純粋な空気を奪われた大地のくぼみのなかで世界の進歩を可能にする商品を生産する時に労苦するのをその運命とする人々は、保護と生産物の十分な社会的価値をうける資格があると信じて、合法的手段によってその規約に述べられた諸原則を確立するために、『アメリカ統一鉱山労働者組合』を結成した。」UMWは(1)信条、国籍、坑内外労働にかかわらず全労働者の統一を旨とし、(2)立法、斡旋、合同協約またはストによる労働条件の改良を企て、(3)拘束8時間労働日、(4)最低賃金スケール、(5)16才未満年少者の雇用禁止及びかれらの教育、(6)法定老令年金、災害補償法、(7)公正立法の実施と不公正立法の廃止、(8)肉体、生命、健康保護立法、団結立法、スト破りを得るための詐偽行為を禁ずる立法、争議中の武装ガードの雇用を防ぐ立法等の獲得を目的とした。¹⁾(以上は1912年規約による。)結成とともにそれはAFLに加入し、労働騎士団所属の鉱夫もそれに合流した。少くとも第一次大戦にかけてUMWは上の如き立法行動を主張する産業別組合として、職業別組合主義を固執するAFL内においてそれに対する最も強力な批判的勢力でありえた。

UMWは早くも90年のメーデー闘争にはその先

頭をきった大工・指物師組合の後続部隊として指定される程に華々しい存在であり、1万3千乃至2万の組合員が、この一年間に5万3千に急増した。しかし93年から96年にかけての恐慌と94年闘争の敗北のために組合員は1万足らずに減じ、組合財政が窮迫し、もはや統一行動の可能性は存しないように思われたにも拘わらず、自費で本部へ集った指導者たちは労働条件と市場についての綿密な検討の後に、97年7月4日を期してストに入ることを決議した。ストはイリノイ州(南部を除く)、インディアナ州、オハイオ州、ペンシルヴェニア州、ウェストヴァージニア州(数地域を除く)で15万乃至20万人を動員し合衆国瀝青炭生産の約70%を麻痺させ、インジャンクションをのりこえて9月4日に鉱夫側の勝利となって結実した。²⁾

いまや合衆国のすべての石炭生産州にオルグをもつ産業別組合主義の勝利は、AFL指導者の賞讃を浴びはしなかったが、北部諸州の資本家に鋭い緊張を与えた。かれら経営者はかつてこの部門最初の州際合同会議(1883年)で自らの陣営の分裂によって団体交渉制度を破綻せしめる余裕もあった。97年のストにあってもかれらは早くも8月の後半には仲裁計画と裁定までの賃金スケールを提示することによって問題を州単位で解決するこ

とを望んでいた。しかし鉦夫はそれを許さなかった。したがって妥協的スケールが提案された9月には経営者は翌98年1月に開催されるべき州際合同会議でのその改正を容認していた。もちろんかれらは9月10日にペンシルヴェニア州でアメリカ労働運動史上最も冷血的な犯罪である「ラチャー大虐殺」を惹きおこし、その感情を率直に表明する機会をもった。しかし州際合同会議を復活させ何よりも先ず組合の承認を獲得し、その上に立って労働条件の改良を企てようとする鉦夫の忍耐強い努力が遂に実を結んだのである。

98年1月にイリノイ、インディアナ、オハイオ、ペンシルヴェニアの諸州、即ち、中央競争炭田 (Central Competitive Field) の鉦夫と経営者はそれぞれ4名ずつの代表をシカゴの州際合同会議に送り、ここに州際団体交渉制度が確立された。(ウェストヴァージニア州鉦夫は経営者不参加のため列席できなかった。)

既に明らかにされた如くその会議を生み出したのは鉦夫の統一行動であった。その上、経営者は利潤追求の困難に直面していた。過去6年間に石炭の販売価格は、インディアナ、ペンシルヴェニア、オハイオ、イリノイ及びウェストヴァージニア州で18, 18, 16, 11及び28%も下落しており、生産高を高めえたのは僅かに最後の2州のみであった。中央競争炭田の経営者は激しい価格切下競争のもとで既に無視しえない勢力に成長したUMWと団体交渉をもつことを容認せざるをえなかったし、その限りにおいて未組織鉦山の経営者をその会議にまきこむために鉦夫の組織力に依存したといわれる。その際にかれらは「鉦夫の所得が平等であるか否かに拘わらず、一地域の生産コストが實際上他地域のそれと同じになるまで採掘(賃金)スケールを規制する」ことを「主要な目的」とした。⁴⁾

これに対して鉦夫の問題はこの年までは明らかに組合承認であった。ストは最後の手段であり、それに比して州際合同会議での勝利は「癒すべき傷をもたぬ勝利でありかれら全体にとっての最大の勝利」である、と見なされた。⁵⁾

いうまでもなくUMWの賃金政策の基本点は賃金向上にあった。後年ルイス (J. L. Lewis) は

述べている、「諸君ら紳士は……できるだけ低い価格で労働を買うためにここへ来た。……われわれは……われわれの労働に対する正に最高の賃率をうるためにここへ来た」と。⁶⁾

かれのいう「最高の賃率」は第一に個数賃金制のもとでの「公正な賃金」の獲得を必要とした。1920年にかけてUMWはデッド・ワークの処理に苦心した。ルームの大いさの標準を論じ、標準から外れるばあいは追加手当を要求した。斜坑にあっては炭車を押す労働に対して手当を要求した。狭い通気坑等の採掘にかんしては生産量が少ないので掘進距離1ヤード当りの賃金、即ちヤード賃率 (yardage) の支給を主張した。マイン・ラン制、スクリーン制については98年以後の協約は精しい規定をもった。⁷⁾

第二に「最高の賃率」は賃金向上の方向で「同一労働同一賃金」の原則を確立するべく努めることによってえられるであろう。UMWはその組合員の支持をうけて熟練格差 (skill differential) の安定を企てた。かれらは、ピック鉦夫と機械鉦夫、坑内労働者と坑外労働者等にかんする複雑な賃金格差に賛成した。合衆国で一般に認められている定義によれば、熟練労働者より成る職業別組合に未熟練労働者を加えたものが産業別組合である。したがって熟練格差はUMWの組織そのものと関連する重大な意義をもつ。

同時に、1910年にグリーン (W. Green) が述べた如く、かれらは「石炭1トン当りの労働コストが種々の地域ではほぼ等しくされるべきである」と考えたが、このことは不等格差、とくに地域格差 (sectional, regional 及び local d.) の排除を意味するであろう。既述のように経営者も別な意図からそれを望んでいた。しかしながら同一労働同一個数賃率を確立するための諸条件、即ち生産力の普遍的向上、特に採掘技術の発達と普及、及び組合組織の拡大がえられていなかった。そこでかれらは賃金格差の設定によって賃金を競争から除外するべく、「競争的平等の原則」(principle of competitive equality) なるものを主張したが、それは同一労働同一手取り賃金を意味した。イリノイ州の一鉦夫はUMWが「能率的労働者と同じように非能率的労働者を保護する」ことに対

して不満を表明しているが、同一労働同一手取日賃金の原則の底にあるものは労働組合主義の古典的伝統である「生産制限的慣行」である。

では手取日賃金の平等化を望むUMWは具体的にはいかなる格差政策を採ったか。

第一に炭層の厚薄による格差 (thick-, or thin-vein d.)。炭鉱では機械の導入につれて時間賃金の形態をとるようになるが、当時においては鉱夫の大半は依然トン数を基礎とする「トン数賃率」 (tonnage rate) をうけとっていた。炭層が薄くかつ夾雑物の多い鉱山では一人当りの生産量が少いため統一的個数賃率はそこで働く者と豊かな鉱山で働く者とのあいだに手取日賃金の不平等を許したであろう。UMWはしたがって薄層での個数賃率を高めることによって賃金収入の平等化を企てた。98年州際合同会議ではピッツバーグ地域の薄層賃率は厚層のそれよりも1トンについて8.53セント高く定められた。¹⁰⁾

第二は機械格差 (machine d.)。UMWは「機械ができるだけ小さい摩擦と、個人にとってできるだけ小さい困難とをもって導入されるべきである、と信じ」ていた。既述の如く機械導入の被害は先ず機械鉱夫の上に個数賃率の低下となって現れたのであったが、かれらの一人当り生産量が多く、手取賃金も多かったので、UMWは機械格差によってピック鉱夫が保護されるべきであると考へた。同時に、1901年にUMWのミッチェル (J. Mitchell) が述べた如く「機械化鉱山をもつ経営者はピック鉱山をもつ経営者以上に利益をうるべきではない。」UMWのこの政策は機械使用による超過利潤の獲得を目ざす経営者の激しい反対をうけ、結局妥協策として地域毎に格差を設定することになり、98年協約ではインディアナ州では機械賃率はトン当り49.5セント、即ちピック賃率66セントの75%に定められた。¹¹⁾

賃金額設定の基準にかんしてはかねてより石炭価格に応じてのスライド制等々の種々の試みがなされてきたが、大体生計費説に落ちついた。グリーンによれば生計費説は生計費が上りつつある時に賃上げの基準となりえた。¹²⁾

全般的な賃金向上の方向で同一労働同一手取日賃金を同一個数賃率への過渡的原則として掲げた

ことは、地域ごとの複雑な炭層及び機械格差政策を必要としたが、当時の社会・経済事情のもとでは基本的に正しかったといわれる。賃金向上及び賃金格差にかんするかれらの政策は、「労働力の価値」と「労働の価値」にかんする問題に対して個数賃金制の面から正しい解答を与えているように思われる。

もちろんUMWの賃金政策は経営者のそれと真向から対立した。98年州際統一協約が地域格差を容認し、かつその不十分さを州協約によって補おうとしたことはやむをえなかったとしても、地域格差の問題が運賃率とからんで提起されたことは重視されねばならぬ。経営者は賃率設定に際してコストのなかで相当大きい比率を占める運賃率に対するUMWの配慮を要求した。UMWの賃金収入の平等化という方針は当然鉱夫の規則的雇用を含まなければ達成されなかったが故に、UMW自身も亦その産業の安定、そうして今は何よりも先ず組織された中央競争炭田の安定を図らねばならなかったであろうし、そのためには石炭価格に対する運賃率の影響を賃率の増減によって相殺する必要がある、と感じたにちがいない。さらにかれらは労資双方の協力の場である州際合同会議を組合の野心的な賃金政策が破壊するのを怖れた、といわれる。UMWは譲歩し、98年協約では例えばイリノイ州ではその南部でのピック¹³⁾賃率を中部のそれよりも4セント低く定めた。

明らかに運賃率に対する配慮は賃金を競争の影響から除外しようとするUMWの意図に背くものであり、かれらに不当な格差を齎した。組合賃金政策のなかで競争と生産物価格に対する配慮がいかなる地位を占めるかによって、換言すれば組合主義的格差政策と資本家的格差政策との対抗のなかで、州際合同会議とUMWの運命は左右されるであろう。

事実、上に考察せる問題点は、直接的には、会議に参加せる諸州内部の調整の問題、及び会議に参加しなかった諸州からの外部的圧力の問題として表面化し、州際合同会議の運命を決することになる。ここでは前者にかんしてはイリノイ州を、後者にかんしては所謂「ウェストヴァージニア問題」をとりあげる。

中央競争炭田の統一協約では他州はスクリーン制を許されたのにイリノイ州は「絶対にメイン・ラン制に基づくべきである」と規定された。さらに機械格差にかんしてはペンシルヴェニア州はトン当たり19.25セント、インディアナ州は12.5及び10セントの格差をもったのにイリノイ州の賃金設定基準地点ダンヴィル (Danville) では10及び7セントの格差しか与えられなかった。しかもその州の法律は2年間の徒弟制度を要求していたのに鉱夫はそれを6年に延長することによって、経営者が組合員労働者に依存せざるをえないようにした。経営者は、もしこれらの問題を州際合同会議が解決しえないとすれば団体交渉を超えて仲裁制度が必要であると考えていたし、鉱夫はそれに反対した。以上の問題は皮肉なことにイリノイ州組織鉱夫の強さの産物であった。経営者は、もしかこれらの闘争力を重視するならば、すべての州におけるメイン・ラン制と統一的機械格差の設定に賛成せざるをえなかったし、かかるイリノイ州経営者の立場は多かれ少かれ未組織鉱山に対抗する中央競争炭田の経営者の感情とも共通するものをもっていった。賃金向上の面ですぐれた成果を挙げた1903年州際合同会議で上の如き論争が行われたことはその会議の前途を暗くするものであった。¹⁵⁾

恐慌下における賃下げに対する鉱夫の大巾の譲歩を経て、1906年会議では鉱夫は1904年スケールを12.5%超える要求をだした。これは1903年スケールをも超えるものであった。これに対して経営者は1904年スケールの維持を提案し、結局鉱夫は1903年スケールの線まで引き下ることによって妥結を図ったが統一協約は遂にえられず、経営者は¹⁵⁾ 個別的に鉱夫の要求を容認することになった。

1908年州際合同会議でイリノイ州鉱夫はその州の水準まで他州を高めようと信じて行動し、他方経営者は会議への参加を拒否した。かくして中央競争炭田の州際合同会議は実質的にその生命を終えた。各州の経営者は問題をそれぞれの州又は地域の個別的交渉に委ねることになり、¹⁵⁾ 鉱夫の団体交渉権に重大な打撃を与えたのである。

だが州際合同会議破滅の真の原因は未組織、とくに南部の鉱山にかかわるものであり、イリノイ州鉱夫の独走的な強味はその矛盾を鋭くしたにす

ぎなかったのである。

もちろんUMWは南部の組織化に努力した。例えば99年にミズウリー、カンサス、アーカンソー、オクラホマ及びテキサスの諸州でそれは組合承認、8時間労働日、個数賃率の増加及び火薬価格の引下げを要求し、25の小会社をして南西部州際合同会議でそれらの要求の殆どを承認せしめ、更に1903年にはこれらの地方の石炭の4分の1を生産する「巨大四会社」を会議に参加せしめた。だが1906年にミズウリー、アーカンソー、テキサス及びオクラホマ州の労資が中央競争炭田の州際会議に加入しようとした時、北部経営者は、最も危険な競争相手であるウェストヴァージニア州を会議に加えるべく努力すべき時にUMWが南西部炭田を組織したことを強く非難して、かれらの出席を拒んだ。実際ウェストヴァージニア州こそ未組織・南部鉱山の尖兵であり*、しかもUMWの賃金政策の盲点を常に衝いていたのである。

* ウェストヴァージニア州は南北戦争当時、奴隷制に反対してヴァージニア州から独立して生れたため、所謂南部に属していない。1886年及び98年の州際合同会議にその州の経営者は参加しなかったが、しかし中央競争炭田に本来属すべき州と見なされていたことは確かである。だが小稿の扱う時代の瀝青炭鉱業にかんしては諸種の事情はその州が南部の一州として取り扱われることを要請する。(現在その州は北部グループに属するものと見なされている。)

その州は良質の工業用石炭を採掘容易で豊かな、しかも新しい鉱山で産出し、そのうえ賃率と運賃率は低かった。第3表はそこでの労働条件とイリノイ州のそれとの比較を示している。その表はウェストヴァージニア州で10時間労働日が堅持され、「公正な賃金」が全然保障されていなかったことによって根本的に修正されるであろう。

これらの事情は南北戦争以後、特に独占段階における南部の反動化、及び既述の如き鉄道による鉱業の支配に典型的にみられる独占の成長とそれが齎らす競争の激化の結果であり、換言すれば若くして新しい南部産業の「¹⁸⁾ 順当な」成長の結果であった。

その州の大部分が未組織のままだったことについて具体的に次の諸理由が挙げられる。

そこでの農村の生活水準と物価は中央競争炭田諸州のそれよりも低く、かつ鉱山労働は賃労働という一点にかんして住民にとって魅力があった。多くの鉱夫は請負制で働きかれらは更に低い賃金でニグロを使用した。1910年においてさえも鉱山労働者の10%は請負制で働くニグロであり、労働者の6%は熟練ニグロ鉱夫であった。更に州は移民の吸収に努め、1910年代には州鉱業人口の30%以上が非英語国民であった。農民的性格の強い個人主義的鉱夫、ニグロ及び移民は何れも組合組織の拡大を阻んだ。¹⁹⁾

驚くべきことであるが、ウェストヴァージニア州を最も強く非難し、そこでのUMWの組織活動を奨励した北部経営者のなかのある者は、同時にその州に鉱山をもち組織活動を妨害した。そうしてオハイオ州やイリノイ州の特定の経営者は州内の仲間の石炭を自己の経営するウェストヴァージニア州の石炭によって駆逐したのであった。先にわれわれが考察した鉄道による鉱山支配も亦かかる事実を裏づけているであろう。不在鉱山主の存在こそ南部反動化の元兇が北部独占資本と無縁でないことを示している。

その他コンスピラシー法、インジャンクション、慣習法、連邦法と州法の対立等は何れも鉱夫組合の成長を妨げた。ころろに1912年におけるその州の鉱夫の要求を見よう。第一に武装ガード制廃止があげられ、ドック制の改正、秤量係雇用規定がそれに続き、最後に9時間労働日、組合承認、賃上げが掲げられている。²¹⁾ 闘争の困難が察せられる。事実鉱夫は1910年代半ばにかけてその州の一地域に足がかりをもつにすぎなかった。

更にウェストヴァージニア州経営者が遙か五大湖市場へ石炭を送るに当っての鉄道運賃率はその2分の1の距離をもつオハイオ州からその市場への運賃率に等しく、またウェストヴァージニア州からセントポールへの千哩の運賃率はイリノイ州からそこまでの4百哩のそれに略々等しかった。²²⁾

その州の存在は1880年代から北部の労資によって問題にされてきた。しかしながら98年州際合同会議の頃にはウェストヴァージニア、ケンタッキー州からの石炭は北部にとって未だ「攻撃的・脅迫的」ではなかった。そうして1910年までに未組

織炭田からの石炭はオハイオ州北部及び西部、インディアナ州東部及びミシガン州で消費される石炭の2分の1を占め、かつ当時無組合であったピッツバーグ近辺の鉱山は別として未組織鉱山からの石炭800万トンがオハイオ州東部とペンシルヴェニア州の石炭と競争を始めていた。²³⁾

実は98年の協約は、オハイオ州の経営者が語った如く、「未組織炭田の競争からの適当な保護を協約4州の経営者に与えるという鉱夫の明白な了解と確実な約束によって」生みだされたものであったが、未組織鉱山の組織化と賃上げにかんして鉱夫は「誠実ではなかった。」ある経営者はUMWに向い「諸君は、かれらが組合員にならねばならぬ点までかれらを押し下げるならば、ウェストヴァージニアを組織しうるのであろう。諸君が賃金を増す限り、かつ諸君が年間100日働こうとし、しかもかれらに年間300日働かせる限り、諸君は決してかれらを組織しないであろう」と述べた。かれの真意は北部におけるオープン・ショップにあり、そうして1910年までは中央競争炭田の経営者が示しうる唯一の解決策は、たといかれらが鉱夫組織の拡大に依存するが如く語ったとしても、それ以外になかったといわれる。²⁴⁾

もちろんこれに対してUMWは組織活動をもって応えた。だが、かれらの態度はいささかあいまいであったように思われる。

例えば既に1891年にUMWはウェストヴァージニア州で約1,500の組合員をもっていたが、翌年その一地域で賃上げストが起った時、UMW中央は他地域との競争条件を考慮して援助を与えず、そのために、ストは敗れ組合は抹殺されてしまった。したがってその州の未組織の理由にUMW自身の怠慢が挙げられねばならぬかも知れない。そうしてまた北部鉱夫がウェストヴァージニア州に対して複雑な感情を抱いていたであろう、ということも否定されえない。なぜなら例えば、中央競争炭田の94年ストではウェストヴァージニア州の経営者が賃金を高め仕事を続けることによって北部市場への喰い込みに成功したために、鉱夫側の敗北が促がされ、97年ストでは同じ事情が経営者側の敗北を促したからである。だが何れにしろ98年州際合同会議にその州の経営者が参加しなかつ

たことは会議に致命傷を与えることになったのである。²⁵⁾

一たい中央競争炭田の組織鉱夫はいかに振舞うべきであったか。その解答は98年協約によって与えられているように思われる。第一に賃金向上政策。経営者は「道は一つである。諸君の賃金を下げよ」とUMWに語ったが、瀝青炭鉱業についての多くの研究家は決して高い賃金を非難していない。そうして第二に賃金格差政策。UMWはその組織活動と賃金格差政策を結合することによって未組織鉱山の問題に正面から取り組むべきであった。もちろん北部・南部賃金格差の問題は、後に精しくみるように、単なる不公正地域格差の問題をこえる意義をもつものであったが、しかし98年協約当時の炭層及び機械格差の過渡的容認と不公正格差に対するUMWの最小の譲歩は一層広い舞台で生かされるべきであったといえよう。

しかもUMW労働貴族の中央競争炭田への執着あるいは南部組織化に際しての怠慢は、かれらの独占資本主義についての組合主義的理解と深く結びついていたように思われる。ルイスの1912年決議案を見よう。かれは鉱業における資源と生命の浪費を認め、これらが石炭価格の設定に当って協定を妨げるが如き競争が存するために生ずると判断して、「鉱山所有者が燃料の公正な販売価格をとりきめるのを禁じ、又は鉱夫と経営者が賃金契約をとりきめるのを禁ずるような、シャーマン・トラスト反対法や諸州のトラスト反対法又はコンスピラシー法の、条項を修正したり削除させたりする」ことを主張した。1908年にイリノイ州会議でその州の石炭経営者協会が自らの陣営の内部分裂を避けるためにクロズド・ショップ制を要求

した時、鉱夫の心を痛めたのも第一にかかる立法の存在であった。ルイスは同じ組合のウォーカー(Walker)とともに、石炭消費部門の巨大独占資本がシャーマン法を支持していたことに反撥を感じたのかもしれない。²⁶⁾だがルイスが、その法が本来もつべき反独占的性格に挑戦しており、しかも現在その法が労働組合弾圧のための独占資本の最も効果的な武器に転用されていることを非難していないという事実は、決して見逃されてはならぬ。かれは、少くとも瀝青炭鉱業にかんしては独占よりも自由競争に弊害をみとめ、独占下の競争の激化に何ら思い至ることがなかった。かかる素朴な感情こそブルジョワ改良主義の典型であるといえよう。

完全就労及びパート・タイム労働者の名目賃金は1897年から1917年にかけて3倍半に高められたが、生計費は約2倍にしか達しておらず、実質賃金の増加が推定される。しかしその名目賃金が、1897年から1900年代最初の10年の前半にかけて約2倍に高められたのに、その後は第2図が示す如く14年にかけて殆ど増加されず、大戦の勃発から合衆国参戦の年にかけて再び1.5倍以上に高められている事実は興味深い。第1表にも見られる如く年間就労日数が非常に少い(石炭鉱業では上の時代に失業率は常に約20%から約40%の間を上下した)ため、時間賃金の増加に比して年賃金のそれは立ちおくれている。²⁷⁾また第4表に示される如くピック鉱夫のみについても州によって年間就労日数と年賃金に大きい開きがあり、かつその年賃金と第5表の必要最低生活費との比較は鉱夫の絶対的窮乏化を、賃金の面から、明らかにしているといえよう。

(三)

かつて対スペイン戦にかんしてUMWの一指導者は「石炭業と鉄工業が現在ほど健全であることは過去数年間見られなかった。事業の拡張と石炭価格の値上げは戦争の好ましい結果であった」と語ったが、第一次大戦では参戦を要請するAFL会長ゴムバースの会議への出席をUMWは拒否した。しかし大戦の刺戟のもとで1918年には生産高と年間平均労働日数は1940年までの最高点、5億

8千万トンと249日に達し、名目賃金は第2図の如く急騰し、その組合員は40万に増大した。そうしてUMWにとって何よりも幸いなことには、運輸機関に対する戦時統制が南部石炭の北部への流入の増加を阻止し、ウェストヴァージニア問題は一時その影をひそめた。¹⁾緊急事態が要請した戦時統制は、それが直接労働条件にふれない限り、「自由競争」に向けられた産業別組合の憤りをなだめ

たのである。^{*}

^{*} もともとUMWの労働貴族はAFLそのものの如く「レッセフェール」の原則を、自分の力が充分であると感ずる時のみ、主張した。したがって17年にかれらが公然と瀝青炭鉱業に対する政府干渉に反対したのは当時組合の力が上昇期にあったためであるといわれる。²⁾

だがいうまでもなく合衆国が一時的緊急事態としてうけとった大戦は緊急事態の恒常化の開始を意味するものであったが故に、本質的に鉱夫にとって喜ばしいものでなかったし、かつその後の労働運動にとって貴重な経験となりうるであろう。したがってわれわれは当時の経済政策に簡単にふれておかねばならぬ。

瀝青炭鉱業の戦時統制は生産刺戟、最高価格設定及び供給規制の三目的をもった。17年8月のレヴァー法 (Lever Act) のもとに、大統領は価格設定、工場の占拠と経営、石炭等の必需物資の生産、配分及び消費に対する統制を行い、生産阻害行為を不法となす権限を与えられ、かつ大統領はそれらを燃料庁 (Fuel Administration) に委ねることになった。もちろん燃料庁が定めた最高価格は公開市場におけるほど高くなく、それは石炭消費者のためにその部門の労資を犠牲にする政策であると評された。賃金もまた統制されねばならなかった。鉱夫は生計費の上昇に応じて15%から20%の賃上げを要求していたし、経営者も、コスト増加を価格の増加が救いうることを条件として、かれらの要求を認める意志をもっていた。争議解決のために政府は干渉を決意した。17年10月燃料庁の要求によってワシントン協約、別名ガーフィールド (Garfield) 協約がえられ、鉱夫要求を超える賃上げがみとめられた。しかし翌18年8月に鉱夫が再び賃上げを求めた時、賃金政策を生産政策の一環と見なす燃料庁は生計費原則を放棄した。更に鉱夫の要求は11月に大統領によって拒否される。³⁾

以上が戦時下における鉱夫の獲得物の内容であり、それは戦後ブーム期に繰り越され、最高価格が燃料庁によって廃止されてからも所謂消費者階級の立場から戦時統制の復活のための運動が依然続けられ、経営者も亦戦時労働政策の堅持を強く

^{*4)}
要求した。

^{*} 1886年及び90年のメーデー闘争を頂点とする労働運動と反動攻勢の激突、換言すれば独占資本主義権力の本質、反民主主義と民主主義運動との衝突のなかで生みだされたブルジョワ改良主義は、公共の福祉を市民または消費者階級の福祉と翻訳することによって、労資の抗争に対して「中立」的「階級」を想定する。もちろん、消費者の指導権は全国市民連盟 (National Civic Federation) に見られる如く独占資本が握り、このことは石炭のばあいそれを生産に用いる独占資本の発言権の強化のなかに特に顕著に示される。他方「社会主義者」ケリー (F. Kelley) を先頭とする全国消費者連盟 (National Consumers' League) に見られる如く中産階級の運動はAFLの「非」政治的活動を補って最低賃金制獲得等に大きい成果を挙げたが、その思想の根本は独占資本の「本質」、「高い賃金」と「安い商品」の擁護にあった。制度学派のJ. R. コモンズはその連盟で1923年以後会長を勤めたし、C. E. ボンネットはその著書「合衆国使用者協会史の歴史」のなかで、石炭ストを価格吊上げのための労資の共謀と定義している。消費者運動はこの国の改良主義の巧妙さと巾の広さを証明する。

1919年合衆国は産業別組合主義の果敢な闘争に直面した。鉱夫は中央競争炭田で立ち上った。10月に労働長官ウィルソンは大統領の協力のもとに調停を企てて失敗し、同じ日に検事総長パーマーはUMWのストを抑えるべくレヴァー法にもとずいてインジャンクションを求めた。鉱夫がその年の1月における燃料庁の解体をもって戦時統制が終ったと主張しても裁判所は聞き入れなかった。当時のルイスの立場は「私は政府と聞えない」という言葉に現われているが、その年の春に組合は戦時石炭需要が「正常」な水準にもどったとして「瀝青炭の政府統制を規定する健全な経済綱領」を採用していた。UMW非公認のストが6週間続いた。労働長官ウィルソンは31.6%の賃上げを認めようとしたが、経営者はそれを価格上昇の際にのみ許すであろうと主張した。問題はかつての燃料庁長官ガーフィールド博士に委ねられ、彼は価格増加とともに14%の賃上げを提案した。鉱夫はそれを拒んだが、しかし大統領が労資及び公益代表よりなる委員会を任命する旨約束したので、ガー

フィールド調停案のもとに仕事に就くよう説得された。こうして燃料庁と同じ権限をもつ瀝青炭委員会 (Bituminous Coal Commission) が生れた。

委員会はガーフィールド、ウィルソン両案の中間をとりトン数賃率を27%、ヤード賃率を20%、日雇労働者の賃金を1ドル、年少者のそれを35セント高め、これらの賃率は2カ年間実施されることになった。ただ、イリノイ州では暴動が日賃金を1.50ドル高めた。そうしてこれらを決定するに当っては年間鉱夫所得に対する配慮はもはやなされなかった。

ともすればその輝かしさが強調されがちな1919年闘争は十分に検討されねばならぬようである。鉱夫の労働日数は15年から18年にかけて203日から249日へと大いに増加したが、しかし政府による生計費原則の破棄は、生産物価格のもとに賃金を包摂する政策と結びついて、UMWを悩まし始めた。更にストのためにイリノイ、インディアナ及びオハイオ州の生産高は75%、ペンシルヴェニア州のそれは37%も減じたのに、ウェストヴァージニア州の生産高は僅か5%しか減ぜず、逆にヴァージニア州のそれは15%以上増加した。即ち今は南部未組織鉱山の問題としての象徴的意義をもつ「ウェストヴァージニア問題」が復活した。しかも瀝青炭委員会設置にみられる戦時統制の再現こそ重視されねばならぬ。19年末の闘争は、輸送力の低下、天候による石炭出荷の妨害、20年夏の転轍手のスト及びウェイルズ鉱夫のストによる海外需要の増大とともに、戦後最初の石炭飢饉を齎し、20年に州際商業委員会は石炭輸送の優先権を確立することによって戦時統制の意義を再確認した。

20年末には石炭不足は解消したが非弾力的な石炭需要が供給不足と結びつく時異常な高価格が発生し、高利潤は生産能力を増大せしめていた。生産能力と生産高との不均衡は鉱夫労働日数の減少を意味しており、しかも22年に価格が下落し始め、約一年おくれて生産能力自体も低下し始め、瀝青炭鉱業は20年代の「繁栄期」における長い「倒産期」を迎えることになる。* 第I図はかかる事態を物語っている。

* 政府数字では1926年に68の産業のうち3が、27年に

は88のうち7が、28年には91のうち7が赤字を示したが、それらのなかには必ず石炭鉱業が含まれた。

UMW最初の防衛闘争は1922年のストとなって現われた。鉱夫はこれまでの成果である坑内熟練鉱夫1日7.50ドルの維持に固執したがその組織は不充分であった。既にオハイオ州南部とペンシルヴェニア州の経営者は州際会議での協約締結に反対し、インディアナ州等は全経営者のそれへの参加がえられないことを理由に会議出席を拒んでいた。かれらは競争の型が東部・西部型から北部・南部型に変化している時に中央競争炭田を中心とする統一労働協約が「非現実的」であると指摘した。既述の如くこのことは真実であった。だが22年という年は戦後オープン・ショップ運動が頂点に達した年であった。中央競争炭田におけるその運動は直接にはチェック・オフ反対等の形をとったが、経営者は地域毎協約を主張することによって産業別組織の細分を企てたのである。

経営者の指摘は当たっていた。22年3月31日に20年協約の期限が切れるや立ち上った瀝青炭・無煙炭60万の鉱夫は8月15日まで闘いぬき平均117日を失った。それは非組合員を含めて平均78日の喪失を感味した。ストが終るまでに総週間生産の64%を未組織鉱山が担うことになり、ペンシルヴェニア州とインディアナ州は生産高の65%と96%を失ったのに対して、ウェストヴァージニア州は約10%を失い、ケンタッキー州とヴァージニア州は48.6%及び8.3%の生産上昇を見た。そうしてこのことがストの解決を早め、中央競争炭田は1日7.50ドルを辛うじて維持することになる¹⁰⁾。

19年闘争と並び称される22年闘争はUMW労働貴族の裏切り行為によって特徴づけられよう。組織活動を伴わぬ賃金闘争が、かれらの方式であった。多くの産業では南部労働者の未組織と低賃金のために北部から南部への工場移動が行われ、瀝青炭鉱業ではその傾向は一層強く、長期ストが更にそれを刺戟した。したがって南部鉱山の民主化と組織化はUMWにとって戦略的意義をもっていたが、ルイスはそのための努力を惜しんだ。かれは10万の未組織鉱夫がストに参加した事実を無視して協約にかれらを含めなかった。そのうえ伝統的に強いイリノイ州鉱夫の指導者はスト中に単独

協定を結ぶことすらも企て、かつそれを阻止したのが1920年に結成された労働者教育同盟（Trade Union Educational League）であったが、ルイスは数百名の共産党員をUMWから除名した。UMWは1898年当時の賃金政策を放棄し、職業別組合と同じく「職の独占」に腐心したのである。¹¹⁾

果して22年闘争におけるルイスの裏切りは24年における中央競争炭田とその周辺のジャクソンヴィル（Jacksonville）協約のもとでのUMWの急速な衰退を生みだした。20年に全国石炭生産高の約29%が組織鉱山で、25%が未組織鉱山で生産されたのに、24年にはその比率は24.6%と36%に変化していた。そのなかで新しい協約は依然坑内熟練鉱夫1日7.50ドルの線を堅持することによって南部賃率を約一割上廻った。UMW公認の方針は「後退するな」(“No backward step.”)であった。¹²⁾

かれらは中央競争炭田型協約に固執することの無益さに気づいていなかったのであろうか。組合長ルイスは市場の条件が多くの高コスト鉱山を閉鎖せしめるのを知っていたといわれる。それは失業鉱夫の数を増加させはするが、しかし一層少数の鉱山と鉱夫の存在する時にその部門の安定が実現されるであろう。23年にかれは「瀝青炭部門は……長い間ゆっくりとした調整につきまとう苦しみを……受けている。それが完成するとき一層少い鉱山と鉱夫が在り、かつそれは繁栄せる産業となるであろう」と予言した。かれは20万の鉱夫をUMWから排除することを望んだといわれる。さらにかれは、未組織鉱山からの高い運賃が北部組織鉱山の高い賃金を相殺するであろう、と主張した。したがって商務長官フーヴァーはルイスとあらゆる問題について協議したのち24年の年次報告のなかでジャクソンヴィル協約にふれて次の如く述べた。「今や石炭産業は安定への途上にある。その利益は戦争開始以来いかなる時よりも低い価格で消費者に石炭を供給することにあるのではない。高コスト、夜逃げ鉱山の漸次的排除は一層少数の鉱山に対する一層大なる集中、年間就労日数の増加及びその結果えられる労働者にとっての一層大なる報酬を齎している。能率的で安定せる経営者が、利潤のえられる期間を利用するためにの

み存在する鉱山から生ずる型の競争に、もはや悩まされないであろうが故に、その部門に固有の危険は減少させられるであろう」と。¹³⁾

ルイス＝フーヴァーの産業合理化運動の成果は第1表と第1図に示されている。公式の発表によれば、20年に瀝青炭会社の90%以上が利潤をえていたのに29年までにその比率は35%に減じた。¹⁴⁾

もちろん石炭需要の減少はその利用施設の改善、競争燃料の増加等によっても影響されたが、しかし上述の如き事態のなかで第3図が示すごとく南部鉱山は順当な成長を続けた。未組織鉱山の賃金は好景気には1日25ドルまで高まり不況には1.50ドルまで落ちた。平均時間賃率は24年に南部は北部の91.6%であったのに26—27年には77.9%に下った。年間就労日数は24年に南部は北部より20日多かったが27年にそれは26日に達した。南部石炭の輸送に期待する鉄道はマイル数原則にもとずかぬ運賃率をもち続けた。¹⁵⁾

われわれはジャクソンヴィル協約の維持の困難について大よその見通しをえた。事実、24年にウェストヴァージニア州にもっていたUMWの足がかり、カナワ（Kanawha）地方の経営者とペンシルヴェニア州西部、ピッツバーグ地方の経営者は未組織鉱山との競争不可能を理由に協約保持に反対し、やがて連鎖反応が始まり、ウェストヴァージニア州北部、オハイオ、オクラホマの各州、ペンシルヴェニア州中部、アーカンソー、メリーランド、アイオワの各州が協約を破棄した。ジャクソンヴィル協約が終る27年までそれを維持したのはオハイオ、インディアナ及びイリノイの各州の一部にすぎなかった。UMWはそれぞれの州内の地域での協約に希望をつなぐようになり、そのため当然個々の地域又は鉱山の支払能力に対する配慮を強要され、7.50ドルを守りえたのはイリノイ州のみになった。未組織鉱山の増加につれてUMWの組合員は22年の43万4千から23年にはそのうち10万以上を失い、以後それは組合員数の公表をさし控えた。ルイスの言葉通り23年には20万位の組合員数の減少が見られたといわれる。¹⁶⁾

27年はジャクソンヴィル協約更新の年であった。ルイス＝フーヴァーに対抗して既に23年に労働組合教育同盟はUMW内に進歩的全国委員会を

結成し、6時間労働日週5日制、組合基準の実施、失業救済および失業保険の実施、未組織鉱夫の組織、仲裁並びにスピードアップ協定反対、全国的団体協約の締結、地区組合の権限の復活、鉱山の国有化、労働者政党の結成等の広汎な目的を掲げていた。25年同盟は「組合を救え」(“Save the Union.”)というスローガンのもとに闘争の第一段階としてウェストヴァージニア、ケンタッキー州等の組織活動に入り、ルイスによって失敗させられた。翌年第二段階としてUMW会長選挙にルイスに対して対立候補を立て、かれの3分の1の票を獲得した。そうして同盟の「組合を救え」運動の第三段階は27年に予定されていた瀝青炭鉱山ストの全面的支持であった。¹⁹⁾

4月1日ストが起った。UMWは辛うじて瀝青炭鉱夫の40%を動員した。スト参加鉱夫は各々153日を失った。ペンシルヴェニア、インディアナ及びオハイオ州は生産高の2.5、49、及び70%を失い、逆にウェストヴァージニアとケンタッキー州は26%と37%の生産高の増加を見たのに、鉱夫組織の強さを誇るイリノイ州は実に90%の減少をうけた。遂にイリノイ州鉱夫は統一行動を破り、7.50ドルを掴んで6カ月の休戦に入った。翌年3月末にイリノイ州の経営者はストで失った市場の奪回を許す賃金として1日6ドル案をもって鉱夫と会い、結局比例的トン数賃率を伴う6.10ドルの總で妥結が成立した。この州協約は28年9月より32年3月末まで施行されることになる。同じ賃金は28年9月半ばにインディアナ州でもえられた。この州協約は28年11月より30年3月まで実施されたが、その後32年まで延長される。¹⁸⁾

こうして7.50ドルは州際統一労働協約の破滅の上に6.10ドルによってとって代られ、「後退するな」のスローガンは組合組織そのものの維持のために放棄されねばならなかった。¹⁹⁾

結果は悲惨であった。しかも長い倒産期に苦しんできた瀝青炭鉱業は29年恐慌によって根本からゆすぶられた。

イリノイ州協約が32年3月末に終るやその州で4月1日から8月10日までストが続き、結局鉱夫は33年3月末まで坑内鉱夫に対する1日5ドル賃金をうけとることになった。インディアナ州でも

32年の協約期限切れとともにストが起り9月10日まで鉱夫は闘ったが、結局35年3月末まで4.75ドルを甘受することになった。これらの協約は、²⁰⁾散在する企業別協約を別とすれば、「倒産期」の終りにおける唯一の協約らしきものであった。労働貴族の足場、中央競争炭田の4州は1924—33年に総生産高の46.2%を生産しえたが、合衆国鉱夫のストによる喪失労働日数の82.6%を失った。かれらの足場は崩れつつあり、²⁰⁾そこで賃金は南部の水準に吸引されていった。

1923、29及び33年にその産業の全鉱夫の日賃金は6.74、5.34及び3.36ドルへと落ちた。33年には鉱夫の平均日賃金は最も条件の良かったペンシルヴェニア州東部の鉱山の81%で3ドル以上を示したが、4ドルを超える賃金は見られず、南部地域No. 2 (ウェストヴァージニア、ヴァージニア、ケンタッキー及びテネシー州の諸郡より成る)では鉱山の46%が、かつアラバマ州では9時間、10時間労働のもとで鉱山の61%が、1日2.50ドル未満を支払った。全体として鉱山の約32%が1日2.50ドル未満を支払っていたが、1ドル乃至1.50ドルすら異常でなかったといわれる。最も賃金の高い熟練鉱夫、トラックマン(track-man)にかんしてもペンシルヴェニア州西部のモデル賃金は1日3—3.25ドル、南部地域No. 2では2.25—2.50ドルであった。雇用不安定のために北部鉱山においても週手取りは6ドル乃至10ドルにすぎなかった。²¹⁾第2図に示される名目賃金の低下傾向はそれ自体鉱夫組織の弱化を示す。

年間賃金は第1表の年間平均就労日数によって著しい影響をうける。トラックマンの賃金はUMWもまた熟練労働者中心の組織であることを実証するものであるが、ペンシルヴェニア州では1922年の年間968ドルから29年の1,327ドルに向って上昇し続けたのに、31年には875ドルに下った。なお南部で最高の賃金をえていたウェストヴァージニア州におけるトラックマンの年賃金は、年間就労時間数が北部に比して多かったのに、1922年に912ドルであり、北部のオハイオ州では、ストのために就労時間が少く、それは僅かに757ドルにすぎなかった。政府数字をもととした計算によれば瀝青炭鉱山の賃労働者の平均年賃金は、年間数

日しか働かぬものも計算に入れて、23年の851ドルから29年の588ドルへ、更に33年の235ドルへと落ちた。実質賃金の低下を容易に推定しうる。しかもそれらを第5表の必要最低生活費と比較する時、鉱夫の絶対的貧困が描きだされる。

ジャクソンヴィル協約を頂点とする「倒産期」の闘争はこうして終わった。33年にUMWの組合員は10—15万と見つめられたが、そのうち瀝青炭鉱山の組織鉱夫数は僅か5—5万7千であったといわれる。²³⁾ 当時のその部門の鉱夫数は40万であった。

鉱夫組合運動は幾つかに分裂したが、とくに左翼陣営とUMWの抗争は重視されねばならぬ。28年に「組合を救え」運動は11州から500名の代議員をピッツバーグに集め、全国鉱山労働者組合(National Miners Union)を結成し、ニグロの組織化、労働者政党の結成及び資本主義からの解放を主張した。だが、その組合内で共産主義者はUMWから離脱した進歩的組合主義者を疎じたといわれる。29年に教育同盟が労働組合統一同盟(Trade Union Unity League)に発展し、保守的組合内での産業別組織活動に見切りをつける

ことになるが、ピッツバーグ地方、オハイオ州南東部及びウェストヴァージニア州北部で闘ってきた全国鉱山労働者組合は32年に数カ月間それに参加した。33年組合は遠くニューメキシコで闘争に敗れた。それは組合費の系統的支払を実施しメンバーについての記録をもつ位には大きくなりえなかったが、かれらの不成功の原因は経営者がその急進性に対する対抗策としてUMWを利用し、時には両者をして武装抗争を行わしめたこと²⁴⁾にあった。

かつて20年にルイスは「トン数賃率の不平等は……一般に行われている。……それらは鉱山労働者がこれまでその修正又は調整をうるに無力であったために普及していた」と語ったが、その後の生産力の向上にも拘わらず、労働貴族はその不平等を克服することを怠った。またたとい技術的条件が備っていないとしても1898年当時の賃金政策は放棄されるべきではなかった。しかし20年代から大恐慌にかけての賃金はUMWが第一に熟練鉱夫の、第二に組織鉱夫のみの賃上げに腐心したこと、即ち往年の格差政策を逆用したことを示しているであろう。

(四)

既に幾つかの箇所を示された如く全般的危機における鉱夫の生活防衛闘争は産業安定のための計画を伴わねばならなかった。

かつて1914年にUMWは炭鉱国有化に賛成する決議を行ったことがあった。21年にUMWはその問題を審議するために全国調査委員会を結成し、翌22年国会に国有化法案を提出することができた。²⁵⁾

22年法案は何よりも先ず団体交渉制度の確立と賃金向上を主要目的としたが故に、大戦以後における消費者保護のための計画とは根本的に異っていた。UMWの計画では、内閣の一員である鉱山長官のもとに、予算と政策を担当し消費者と労働者を守るために価格と賃金を統制する連邦鉱山委員会と、政府所有鉱山の政策を遂行する全国鉱業評議会とがあり、後者は鉱夫、技術家及び消費者がら成るべきであった。賃金の測定はこの評議会の任務とされたが、賃金はその産業にとっての第

一の費用であり、したがって賃金論争や販売問題から除外されるべきであったし、鉱夫は独自に合同賃金スケール委員会をもつことができた。賃金格差設定の基準は作業上の危険と困難、熟練及びヤード数、支柱作業等におかれ、経営参加は不可欠とされた。²⁶⁾

20年代になされたUMW唯一の積極的行動ともいわれるべき国有化計画は、一方では左翼の支持をうけたが、他方では、その消費者に対する配慮にも拘わらず、「社会主義的計画」の故に強く非難され、その法案は葬り去られた。こうしてUMWは鉱夫の一層直接的な問題にその精力を限定することになり、逆に消費者のための産業安定化運動が国会を賑わすことになる。²⁷⁾

永久的国有化計画にしのびとむ左翼的性格とその法案の失敗、団体交渉制度の確立と労働条件の改良を無視した消費者による緊急事態法案の精力の推進、ジャクソンヴィル協約の悲惨な運命、こ

れら一連の経験はUMWをして遂に国家独占資本主義政策の容認へと向わせた。ジャクソンヴィル協約におけるUMWの失敗は、北部経営者が指摘した如く、かれらの組織活動の怠慢にあった。しかしUMWは協約の運命を経営者側の組織の欠如によって説明すべく試みた。かれらは経営者協会又はプールの強化によってのみ「自由競争」の弊害を除去しようであろうと判断した。そのためには私的企業の結合、即ち法的にはシャーマン・トラスト反対法からの独占の解放がなされねばならぬ。今や消費者のみでなく石炭資本も亦救われねばならず、かくしてこそその部門の安定がえられるであろう。しかしながら独占は石炭資本にのみ利益を齎しはしないか。それを防ぐには団体交渉制度が必要であった。だがジャクソンヴィル協約は余りにも無効果であった。UMWはその伝統的方式、レッセフェールを捨て、本意ながら政府の援助を待たねばならぬ。権力こそ公正な賃金、公正な利潤、公正な価格を保障しうるにちがいない。⁴⁾

1928年UMWは、おそらくその最後の力をふりしぼって、瀝青炭鉱業における労働条件について公聴会を開かせることに成功した。こうしてインディアナ州選出上院議員ワトソン(Watson)による法案が生れた。その法案は石炭生産が、大統領により任命され上院によって承認された5名よりなる瀝青炭委員会が発した連邦政府の特許をえてのみ、営まれるべきであると提案した。かかる特許は経営者とその法の条項を是認する時に与えられ、かつ経営者協会又はプールの形式でのかれらの結合が合法とされるはずであった。鉱夫は組合組織、団体交渉、集会・言論の自由の権利を保障され、秤量係、合衆国法貨による賃金支払を要求することができた。⁵⁾

ワトソン法案の中で石炭資本と鉱夫のそれぞれの組織化がその部門の安定化のための不可欠の要因として挙げられていることは注目に値する。これこそ「社会主義的」国有化計画を放棄したUMWに残された産業安定の道であったし、同時にその道はUMWの歴史が物語る如く労働貴族の野心の最も卒直な現われであり、したがってUMWはその法案の唯一の主要な支持者であった。だがジ

ャクソンヴィル協約以後の団体交渉制度の崩壊がオープン・ショップ運動の成果であった限り、その法案は当然全国石炭業者協会(National Coal Association)の激しい反対をうけねばならず、鉱夫組織の弱体化を「組織された資本主義」で強化しようとするUMWの夢は、当時合衆国が「繁栄期」にあったことも禍いして、殆ど一般の関心を惹くことなくして消え去った。⁶⁾ワトソン法案は、しかしながら、ニラへの道標となる。

1933年6月13日に承認されたニラは州際商業の自由に対する障碍の除去、適当な政府監督の下における産業の組織化を通じての福祉の増進、購買力増加による生産能力の充分な利用、失業の減少、労働標準の改良及び天然資源の保存を目的とした。これらの目的を達成するために各産業の公正競争コードは団体交渉権、黄犬契約の禁止、最大労働時間、最低賃金率その他の労働条件についての規定をもたねばならなかった。⁷⁾

恐慌下の鉱夫組織の破壊に望みをかける全国石炭業者協会は全国製造業者協会(NAM)と協力して、その法の採用以前に修正案を提出していたが、それは「相互に満足しうる雇用関係が存在する時には政府干渉が企てられるべきでない」と述べていた。しかしながら「復興法の多くの主要原則が先ずUMWによって連邦国会と国家に提言されたことは……(組合の)幹部にはとりわけ誇りに思われる」と感じたUMWは、組合金庫を空にして「合衆国大統領は、諸君の組合加入を望む」("The President of the United States wants you to join the Union!")というスローガンのもとにオルグの群を南部鉱山に送りこんだ。(ニラ通過直後にUMWはアバラチアンで34万、ウェストヴァージニア州のみで17万の組合員をもった。)したがって経営者はニラの採用に関心を示さざるをえなかった。⁸⁾

それでもその年の6月から9月に至る石炭コードの形成期に瀝青炭鉱業は他産業に見られぬ激しい紛争をまき起した。経営者は後の全国復興局長官ジョンソン将軍と6月に第一次会合をもち、かれの強力な中央集権慾のもとにあらゆる地域のコードにとって指針となるべきマスター・コード作成のために委員会を結成したが、起草されたもの

は「余りにも一般的であったので」団体交渉、労働時間、賃金及び価格の如き問題を完全に無視した。これに対してUMWと経営者の一部は一層弱い中央集権化を企てる、所謂ジェネラル・コードを支持した。そうして南部経営者はもとより、組織炭田の多くの経営者ですらも第7条を無効にすべく努力した。かれらは全国的コードによって地域の利益が軽んぜられるのを怖れたのである。⁹⁾ 瀝青炭鉱業における北部・南部型競争をめぐる諸問題を想起するとき、われわれは、中央集権対地方分権として描き出される資本家陣営内の暗闘の理由、及びニラのファシズム計画に対する経営者の強力な反撃の理由を、理解しうるのである。

妥協の産物として33年9月18日にジョンソン案をもとにした瀝青炭コードが認可され、翌月の2日より施行された。われわれは成熟した改良主義のなかでこのコードの階級的性格を確認するために一つの指標をとらえてみよう。ジョンソンは最初、最大労働時間を週36時間に制限するべく試みた。それがコードでは経営者に譲歩して40時間に延長された。^{*} ジョンソンは民主主義者であったか。ムッソリーニの礼讃者、ジョンソン將軍は、労働者が自らの選出せる代表を通じての団体交渉権を保障されるとなすコードのV項に対して、次の修正を加えようとしていた。かれはニラの第7条a項にかんして「『オープン・ショップ』及び『クローズド・ショップ』なる用語はその法のなかで用いられていないし、かつその法のなかにかきこまれえない」という解釈をコードに挿入することを企てた。かれの案は明らかに労働者から組合加入の自由を奪い、経営者が雇用の条件としてかれらの会社御用組合への加入を強要することを是認するものであった。団体交渉権の実質的否認の上に組みたてられた労働諸条件の改良についての約束こそファシズムへの第一歩以外の何物でもない。ロウズヴェルト大統領はジョンソンの企てが「混乱と誤解」を齎すのを怖れてそれを拒否した。¹⁰⁾ だが大統領とジョンソンはニラ時代の一連の政策決定に際して密接に協力しており、両者はともにストを禁ずる点で共通していた。独占資本の口にする産業安定が何よりも先ず、労資関係の安定、即ち産業平和を意味する限り、それは当然の

ことであった。以上の経過は「大統領は諸君の組合加入を望む」というスローガンの本質をも同時に明らかにしているように思われる。

^{*} 当時の計算によれば、4億トンの瀝青炭生産に当って、幾分かの就労日数の喪失を見込んで、週35時間労働は35万人に雇用を保障したといわれる。¹¹⁾

だがコードは坑内熟練労働と坑外普通労働についてベース賃率を定め、前者をアブラチアン北部で4.60ドル、ウェストヴァージニア州で4.36ドル、アブラチアン南部で4.20ドルに定めた。この地域格差の公認は北部・南部型競争を前提としており、UMWにとって幸いなことには、その賃金の低さにも拘わらず、その型の競争が生ずる諸問題に正面から立ち向うことは地域格差排除のための第一歩を意味した。やがて34年のコード修正は北部で5ドル、南部で4.60ドルを確立し、ウェストヴァージニア州北部においては北部と同じ賃金を保障することになった。（1941年瀝青炭鉱業は遂に北部・南部地域格差の廃止に成功する。）もちろんコードはアブラチアン協約の名のもとに団体交渉を通じて実行されていた。¹²⁾

それにも拘わらず同一労働同一個数賃率の原則に関しては依然として複雑な格差がつきまとい、UMWの労働貴族はかかる格差が消滅する「賃金時代がすぐにはえられない」と主張するとともに解決の手段として機械化を率先して唱え始めた。かれらは時間賃金制よりも個数賃金制に一層多くの魅力を感じていたのであるが、実際には当時既に前者が後者にとって代るための技術的条件が成熟していたといわれる。¹³⁾ 第6表は1935年における幾つかの地域における機械格差及び炭層格差を示す。

そうして年賃金は、第1表で示されるが如き著しい年間就労日数の減少も反映して、1929年の概算1,200ドルから32年の500ドルへ落ちたが、35年には辛うじて800ドルまで高められた。厳密な計算では最後の年の完全就労鉱夫の年賃金は925ドル又は957ドルであったといわれる。¹⁴⁾ それらを第5表と比較するならば大恐慌後の鉱夫の絶対的窮乏が、賃金の面から、把握されるであろう。

新しい事態、国家独占資本主義下の改良主義政策は、既述のスローガンにも見られる如く、UM

W労働貴族を大統領の追隨者以上に高めることを困難にしたが、しかし「行動か、しからずんば破滅か」(“Do or die.”)の叫びのもとにUMWの組織活動は進み、アバラチアン協約は充実し、消費者所有鉱山すらも協約に加わり、CIO建設の土台がきずかれていったのである。¹⁵⁾

以上で瀝青炭鉱山労働者の賃金闘争についての歴史的考察を終える。われわれは、賃金向上政策

と結びついた賃金格差政策が労働組合の結成と拡大にとって、したがってまた労働者階級の絶対的窮乏化の緩和にとって、欠くことのできない政策であることを知った。それは、「同一労働同一賃金」の原則にかかわるものであり、正にそのために産業別組合の賃金闘争と組織活動に経済的基盤を与える。UMWの歴史はわれわれにそのことを告げているように思われる。

第1表. 合衆国瀝青炭鉱業の成長, 1900—1935 a)

年	生産高 (百万トン)	生産額 (百万ドル)	雇用者数 (千人)	鉱山数	一人一日 生産高 (トン)	地下生産のうち		年間平均 就労日数 (日)
						機械採掘 (%)	機械積込 (%)	
1900	212	221	304	—	2.98	24.9	—	234
1901	226	236	340	—	2.94	25.6	—	225
1902	260	291	370	—	3.06	26.8	—	230
1903	283	352	416	—	3.02	27.6	—	225
1904	279	305	438	4,650	3.15	28.2	—	202
1905	315	335	461	5,060	3.24	32.8	—	211
1906	343	381	478	4,430	3.36	34.7	—	213
1907	395	451	513	4,550	3.29	35.1	—	234
1908	353	374	516	4,730	3.34	37.0	—	193
1909	380	406	543	5,775	3.34	37.5	—	209
1910	417	469	556	5,818	3.46	41.7	—	217
1911	406	451	550	5,887	3.50	43.9	—	211
1912	450	518	549	5,747	3.68	46.8	—	223
1913	478	565	572	5,776	3.61	50.7	—	232
1914	423	493	584	5,592	3.71	51.8	—	195
1915	443	502	558	5,502	3.91	55.3	—	203
1916	503	665	561	5,726	3.90	56.9	—	230
1917	552	1,249	603	6,939	3.77	56.1	—	243
1918	579	1,492	615	8,319	3.78	56.7	—	249
1919	466	1,161	622	8,994	3.84	60.0	—	195
1920	569	2,130	640	8,921	4.00	60.7	—	220
1921	416	1,200	664	8,038	4.20	66.4	—	149
1922	422	1,275	688	9,299	4.28	64.8	—	142
1923	565	1,515	705	9,331	4.47	68.3	0.3	179
1924	484	1,063	620	7,586	4.56	71.5	0.7	171
1925	520	1,060	589	7,144	4.52	72.9	1.2	195
1926	573	1,183	594	7,177	4.50	73.8	1.9	215
1927	518	1,030	594	7,011	4.55	74.9	3.3	191
1928	501	934	522	6,450	4.73	76.9	4.5	203
1929	535	953	503	6,057	4.85	78.4	7.4	219
1930	468	796	493	5,891	5.06	81.0	10.5	187
1931	382	589	450	5,642	5.30	83.2	13.1	160
1932	310	407	406	5,427	5.22	84.1	12.3	146
1933	334	446	419	5,555	4.78	84.7	12.0	167
1934	359	628	458	6,258	4.40	84.1	12.2	178
1935	372	658	462	6,315	4.50	84.2	13.5	179

第2表. ペンシルヴェニア州会社ストアー価格と一般商店現金価格との比較, 1879年 b)

	数 量	会社ストアー		現金購入			会社ストアー		現金購入	
		ドル	ドル	ドル	ドル		ドル	ドル	ドル	ドル
小麦粉	1 バレル	6.50	5.00	オートミール	1 ポンド	.06	.03			
バター	1 ポンド	.28	.20	チーズ	1 ポンド	.14	.10			
卵	1 ダース	.28	.20	茶	1 袋	.25	.17			
砂糖	1 ポンド	.13	.09	鉱夫長靴	1	4.50	2.75			
ハム	1 ポンド	.12	.10	鉱夫短靴	1	3.00	1.75			
肉(ショルダー)	1 ポンド	.07	.05	鉱夫帽子	1	.50	.25			

第3表. イリノイ州及びウェストヴァージニア州鉱夫賃金の比較, 1870—1911 c)

年	州	平均日賃金	就労日数	平均年賃金
		ドル	日	ドル
1870	イリノイ	—	—	459.15
	ウェストヴァージニア	—	—	406.14
1880	イリノイ	—	—	370.27
	ウェストヴァージニア	—	—	288.70
1890	イリノイ	1.95	177	345.15
	ウェストヴァージニア	1.86	223	473.07
1902	イリノイ	2.29	209	478.61
	ウェストヴァージニア	—	249	565.54
1911	イリノイ	2.98	167	497.66
	ウェストヴァージニア	2.34	194	453.96

第4表. ピック採炭夫の年賃金, 1904—1911 d)

年	州	就労日数	平均年賃金	年	州	就労日数	平均年賃金
		日	ドル			日	ドル
1904	イリノイ	213	565.30	1908	イリノイ	188	546.97
	オハイオ	175	444.50		オハイオ	156	402.48
	ペンシルヴェニア	204	442.56		ペンシルヴェニア	238	447.00
	ウェストヴァージニア	209	484.96		ウェストヴァージニア	211	503.84
1905	イリノイ	198	492.32	1909	イリノイ	180	510.66
	オハイオ	185	468.05		オハイオ	186	483.60
	ペンシルヴェニア	225	491.29		ペンシルヴェニア	261	524.33
	ウェストヴァージニア	213	508.01		ウェストヴァージニア	192	481.17
1906	イリノイ	186	480.86	1910	イリノイ	168	497.71
	オハイオ	182	504.14		オハイオ	175	486.50
	ペンシルヴェニア	205	519.30		ペンシルヴェニア	264	588.36
	ウェストヴァージニア	231	599.37		ウェストヴァージニア	229	573.94
1907	イリノイ	209	549.39	1911	イリノイ	167	498.09
	オハイオ	195	555.75		オハイオ	192	556.80
	ペンシルヴェニア	268	601.91		ペンシルヴェニア	248	572.98
	ウェストヴァージニア	234	643.05		ウェストヴァージニア	194	570.48

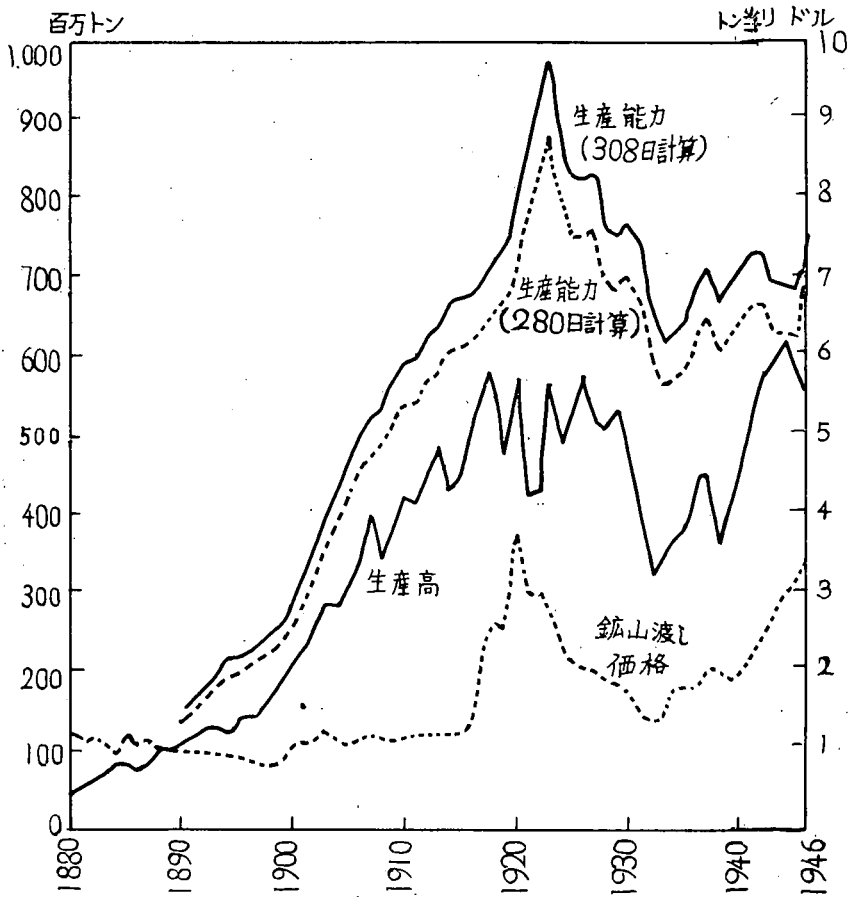
第5表. 年間最低必要生活費, 1910—1935 e)

年	最低の安楽水準			健康で見苦しくない最低水準			貧困水準		
	独身労働者	夫	夫婦、 子供2人	独身労働者	夫	夫婦、 子供2人	独身労働者	夫	夫婦、 子供2人
	ドル	ドル	ドル	ドル	ドル	ドル	ドル	ドル	ドル
1910	620	920	1460	400	620	970	200	310	490
1918	1020	1510	2400	650	1010	1600	320	510	800
1929	1100	1630	2580	700	1090	1720	350	550	860
1932	890	1310	2080	560	880	1380	280	440	690
1935	930	1380	2190	600	930	1460	300	470	730

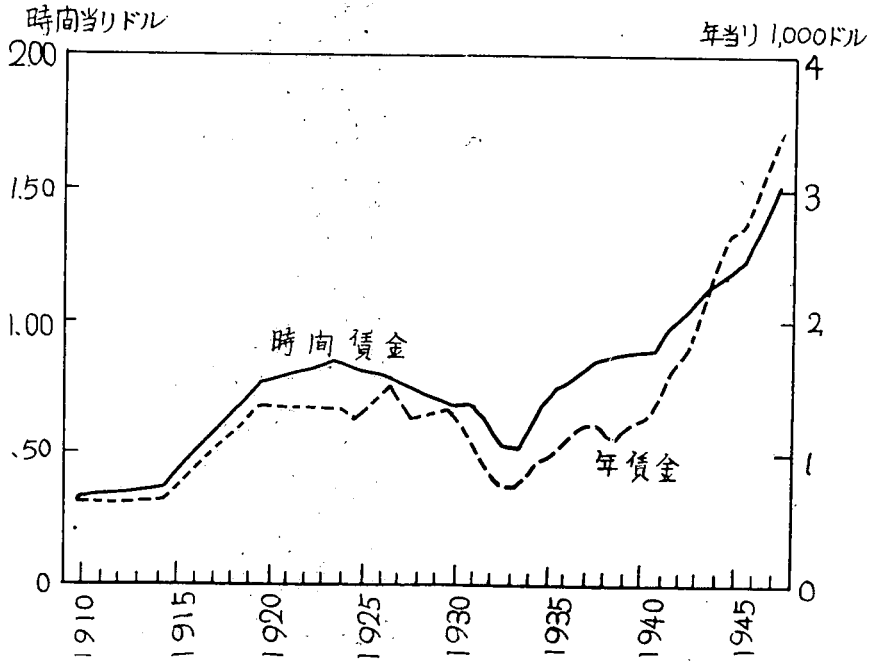
第6表. 1935年における地域別トン数賃率の一例 f)
(但し2000ポンドの run-of-mine coal について)

地 域		ド ル
ペンシルヴェニア州西部	Pick Mining, Thin Vein	.89
	Machine Loading, Thin Vein	.68
	Cutting, Shortwall Machine	.10
ペンシルヴェニア州 Thick Vein Freeport	Pick Mining	.84
	Machine Loading	.64
	Cutting, Shortwall Machine	.09
ヴァージニア州	Machine Loading	.568
	Cutting, Shortwall Machine	.09
ウェストヴァージニア州北部	Pick Mining	.75
	Machine Loading	.585
	Cutting, Shortwall Machine	.085

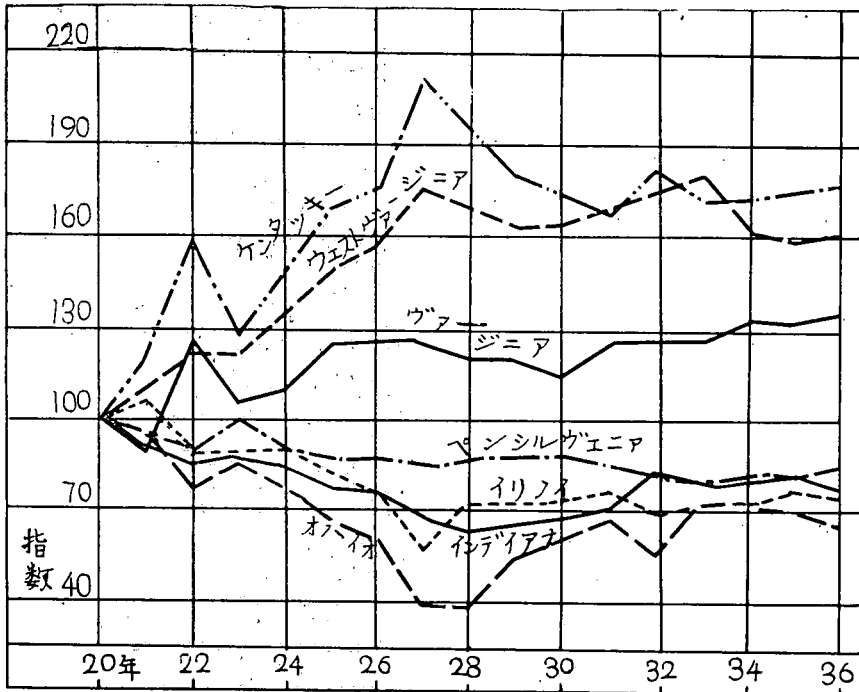
第1図. 瀝青炭鉱業における年間生産能力, 生産高, 及び鉱山渡し石炭価格, 1880—1946 g).



第2図. 瀝青炭鉱業における平均時間賃金と年賃金, 1909—1947 (h)



第3図. 主要瀝青炭生産州が1920年に合衆国総生産高のなかで占める生産高の比率を基点としてのその後の指数の変化, 1920—1936 (1920=100) (i)



〔註〕

- (→) 1. Morton S. Baratz, *The Union and the Coal Industry*, New Haven, 1955, p. 1.
 2. Glen Lawhon Parker, *The Coal Industry, A Study in Social Control*, Washington, 1940, pp. 11, 12. Arthur E. Suffern, *Conciliation and Arbitration in the Coal Industry of America*, Boston & New York, 1915, pp. 80-91. Baratz, *op. cit.*, p. 37.
 3. Waldo E. Fisher & Charles M. James, *Minimum Price Fixing in the Bituminous Coal Industry*, Princeton, 1955, p. 93.
 4. Baratz, *op. cit.*, p. 45.
 5. Suffern, *op. cit.*, p. 27.
 6. Alexander Trachtenberg, *The History of Legislation for the Protection of Coal Miners in Pennsylvania, 1824-1915*, New York, 1942, pp. 87-88, 92, 189-191.
 7. *Ibid.*, pp. 93-94, 184, 193.
 8. *Ibid.*, pp. 14, 15, 77.
 9. *Ibid.*, p. 182.
 10. Suffern, *op. cit.*, pp. 23, 24, 31.
 11. *Ibid.*, p. 42.
 12. Trachtenberg, *op. cit.*, p. 186.
 13. *Ibid.*, pp. 79, 83, 84, 181, 182. Suffern, *op. cit.*, p. 28.
- (⇐) 1. *Ibid.*, pp. 109-110.
 2. Philip S. Foner, *History of the Labor Movement in the United States*, vol. II, *From the Founding of the American Federation of Labor to the Emergence of American Imperialism*, New York, 1955, pp. 245, 345 n. Philip Taft, *Economics and Problems of Labor*, Harrisburg, 1942, pp. 729-730. Suffern, *op. cit.*, p. 44.
 3. *Ibid.*, pp. 44-45. Foner, *op. cit.*, p. 409 n.
 4. Suffern, *op. cit.*, pp. 42, 146. Cf. Baratz, *op. cit.*, p. 55.
 5. Suffern, *op. cit.*, p. 143.
 6. Clarence E. Bonnett, *History of Employers' Association in the United States*, New York, 1956, pp. 465-466.
 7. Baratz, *op. cit.*, pp. 56-57.
 8. *Ibid.*, pp. 63-64.
 9. Bonnett, *op. cit.*, pp. 459-460. Baratz, *op. cit.*, p. 52.
 10. *Ibid.*, p. 53.
 11. *Ibid.*, pp. 53-54.
 12. Bonnett, *op. cit.*, p. 463.
 13. Baratz, *op. cit.*, pp. 55-56.
 14. Suffern, *op. cit.*, pp. 154, 157-159.
 15. *Ibid.*, pp. 162-164.
 16. *Ibid.*, p. 164.
 17. *Ibid.*, pp. 50-54.
 18. Parker, *op. cit.*, p. 40.
 19. Suffern, *op. cit.*, pp. 71-74.
 20. *Ibid.*, pp. 74-75.
 21. *Ibid.*, p. 96.
 22. *Ibid.*, p. 64.
 23. *Ibid.*, p. 65.
 24. Bonnett, *op. cit.*, pp. 444-445, 456, 464.
 25. Suffern, *op. cit.*, pp. 66-67.
 26. Bonnett, *op. cit.*, pp. 467, 468. Suffern, *op. cit.*, p. 195.
 27. Jürgen Kuczynski, *A Short History of Labour Conditions under Industrial Capitalism*, vol. II, U. S. A., London, 1946, pp. 137, 149, 152.
- (⇒) 1. Foner, *op. cit.*, p. 415. William Z. Foster, *History of the Communist Party of the United States*, New York, 1952. (邦訳, 大月書店版, 169-170頁.) Baratz, *op. cit.*, pp. 32, 58.
 2. *Ibid.*, pp. 83-84.
 3. Parker, *op. cit.*, pp. 85-86.
 4. *Ibid.*, p. 87.
 5. *Ibid.*, pp. 68-69, 87-88. Foster, *op. cit.* (邦訳, 258頁.).
 6. Parker, *op. cit.*, p. 69.

7. *Ibid.*, pp. 41, 61-62, 88.
 8. *Ibid.*, p. 64.
 9. *Ibid.*, p. 70. Foster, *op. cit.* (邦訳, 259頁.)
 10. Parker, *op. cit.*, pp. 34, 41, 70. Foster, *op. cit.* (邦訳, 259頁.)
 11. *Ibid.* (邦訳, 260, 262, 336頁.)
 12. Baratz, *op. cit.*, p. 60.
 13. *Ibid.*, pp. 60, 71.
 14. *Ibid.*, p. 47.
 15. Parker, *op. cit.*, pp. 40, 43.
 16. *Ibid.*, pp. 71, 76. Foster, *op. cit.* (邦訳, 322, 336-337頁.)
 17. *Ibid.* (邦訳, 336-338頁.)
 18. Parker, *op. cit.*, pp. 41, 72. Foster, *op. cit.* (邦訳, 338頁.)
 19. Parker, *op. cit.*, p. 72.
 20. *Ibid.*, pp. 72-73.
 21. *Ibid.*, pp. 67, 73.
 22. *Ibid.*, p. 67.
 23. *Ibid.*, p. 76.
 24. *Ibid.*, pp. 77-78. Foster, *op. cit.* (邦訳, 338頁.)
 25. Baratz, *op. cit.*, p. 56.
- 四
1. Parker, *op. cit.*, p. 94.
 2. *Ibid.*, pp. 94-95.
 3. *Ibid.*
 4. *Ibid.*, p. 98.
 5. *Ibid.*, pp. 98-100.
 6. *Ibid.*, pp. 100-101.
 7. *Ibid.*, pp. 105-106.
 8. *Ibid.*, p. 106. Baratz, *op. cit.*; pp. 49, 69 n., 84.
 9. Parker, *op. cit.*, pp. 107-108.
 10. *Ibid.*, pp. 109-112, 192 (n. 14).
 11. *Ibid.*, p. 193 (n. 16).
 12. *Ibid.*, pp. 111, 116. Baratz, *op. cit.*, p. 65.
 13. *Ibid.*, pp. 66-67.
 14. Carroll R. Daugherty, *Labor Problems in American Industry*, vol. I, Washington, 1941, p. 145. Baratz, *op. cit.*, p. 93. Parker, *op. cit.*, p. 67.
 15. *Ibid.*, p. 82.
- (図表)
- a. Baratz, *op. cit.*, pp. 40-42.
 - b. Trachtenberg, *op. cit.*, p. 81.
 - c. Suffern, *op. cit.*, pp. 359, 363.
 - d. *Ibid.*, p. 364.
 - e. Daugherty, *op. cit.*, pp. 138-139.
 - f. Baratz, *op. cit.*, pp. 158-160.
 - g. Fisher & James, *op. cit.*, p. 7.
 - h. *Ibid.*, p. 17.
 - i. Parker, *op. cit.*, p. 42.

(1958年9月24日受理)